

○登別市水道事業条例施行規則

昭和36年6月12日

規則第8号

注 平成14年1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、登別市水道事業条例(昭和34年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平17水道部規則1・一部改正)

(総代人の行う業務の範囲)

第2条 条例第6条により選定したる総代人の行う業務の範囲は、条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 使用者から管理者に提出する諸願届に対する連署事項
- (2) 給水装置使用上の必要なる管理事項
- (3) その他給水装置使用上必要なる連絡事項

(平14水道部規則1・一部改正)

(同意書等の提出)

第3条 管理者は、条例第10条第2項の規定により次の各号の一に該当する場合は、利害関係人の同意書又は道路占用許可書若しくはこれに代る書類の提出を求めるものとする。

- (1) 他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合

第4条 削除

第5条から第9条まで 削除

(給水装置の所有権)

第10条 管理者又は指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事(修繕工事を除く。)のうち、管理者の費用をもって設置した部分を除く当該給水装置の所有権は、工事完了に伴う検査に合格したときに当該工事申込者に移転するものとする。

2 給水装置工事の完了後、前項の規定による所有権移転のときまでの間の当該給水装置の管理は、当該工事申込者の責任とする。

(工事費の算出方法)

第10条の2 条例第14条第3項に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。ただし、管理者が施行する給水装置工事に限るものとする。

- (1) 材料費 管理者が別に定める額とする。
- (2) 労務費 管理者が別に定める額とする。
- (3) 運搬費 管理者が別に定める額とする。
- (4) 道路その他復旧費 管理者が別に定める額とする。
- (5) 間接経費（諸経費） 材料費、労務費、運搬費及び道路その他復旧費の合計額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額以内とする。
- (6) 受託事務費 材料費、労務費、運搬費、道路その他復旧費及び間接経費（諸経費）の合計額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額以内とする。

(貯水槽水道の届出)

第10条の3 条例第24条の2第1項に規定する貯水槽水道の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 貯水槽水道を設置したとき。
- (2) 貯水槽水道を廃止又は休止したとき。
- (3) 第1号で届け出た内容に変更があったとき。

2 前項に定める届出は、別記様式第17号による。

(平15水道部規則1・追加)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第10条の4 条例第24条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無

に関する水質の検査を行うこと。

(平15水道部規則1・追加、平15水道部規則2・一部改正)

(徴収後の料金の増減)

第11条 料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合翌月以後の料金で精算することができる。

(用途別区分)

第12条 条例別表第1号の用途別区分の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 家事用 家事に用いるもの
- (2) 家事用以外 旅館業、貸席業、料理店業、飲食店業、食品製造業、鮮魚販売業、精肉販売業、製氷業、水産加工業、理容業、美容業、洗濯業、車体洗滌業、写真業、自動車修理業、鍛冶業、運輸業、運送業、造園業、百貨店、雑居ビル、ダンスホール、ゴルフ場、興業場、病院、医院、石油スタンド、神社、寺院、銀行、事務所、工場、学校、官公署、集会所、娯楽施設、厚生施設、団体施設、公共施設その他これらに類するものに用いるもの
- (3) 浴場用 公衆浴場法による公衆浴場に用いるもの
- (4) 臨時用 衛生上もしくは、公益上又は、工事のため臨時に用いるもの
- (5) 消防用 消防演習に用いるもの

(平14水道部規則1・一部改正)

(使用水量の認定等)

第13条 条例第28条第3号に規定するその他使用水量が不明のときとは、次の各号の一に該当するときをいう。

- (1) 積雪又は障害物等により水道メーターの計量が著しく困難なとき。
- (2) 漏水の発生又は使用状況の著しい変動等により使用水量の算定が困難なとき
- (3) 条例第23条第1号、第3号及び条例第24条第1号から第4号までに掲げる届出を怠ったため使用水量の算定が困難なとき

2 条例第28条の規定による使用水量の認定基準は、前2回の検針における使用水量の平均水量とする。ただし、条例第28条第2号及び前項第2号、第3号の規定によるものは、この限りでない。

(平14水道部規則1・一部改正)

(申請書の様式)

第14条 条例において申込み等を必要とする申請書等の様式は、次のとおりとする。

(1) 条例第10条第1項及び第19条に定める申込みは、別記様式第1号による。

(2) 条例第20条第2項に定める申請は、別記様式第4号による。

(平14水道部規則1・一部改正)

(届出書の様式)

第15条 条例において届出を必要とする届出書の様式は、次のとおりとする。

(1) 条例第5条に定める届出は、別記様式第5号による。

(2) 条例第6条に定める届出は、別記様式第6号による。

(3) 条例第23条第1項第1号に定める届出は、別記様式第7号及び別記様式第8号による。

(4) 条例第24条第1項第1号に定める届出は、別記様式第10号による。同項第2号に定める届出は、別記様式第11号による。

(5) 条例第11条第3項に定める届出は、別記様式第15号による。

(平14水道部規則1・一部改正)

(通知書の様式)

第16条 条例第10条の2第1項に定める施設管理負担金の納入通知書の様式は、別記様式第16号による。

(平14水道部規則1・一部改正)

(職員の身分証明書)

第17条 上水道技術職員は、条例にもとづいて現場において職務を執行する場合は、身分証明書によりその身分を明かにしなければならない。

2 前項における身分証明書は、別記様式第14号による。

(平14水道部規則1・一部改正)

(定例日)

第18条 条例中「定例日」とは、月末をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年水道部規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則 (昭和59年水道部規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年水道部規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年水道部規則第 3 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 10 年水道部規則第 1 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 から施行する。

附 則（平成 14 年水道部規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年水道部規則第 1 号）

この規則は、平成 15 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 15 年水道部規則第 2 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年水道部規則第 1 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年水道部規則第 1 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号(第14条関係)

(表 面)

給 水 装 置 工 事 申 込 書

登別市長 様

登別市水道事業条例第10条に基づき、次の工事の申し込みをします。

年 月 日

装置場所	登別市 町 丁目 番	工事種別	1 新設 2 改造 3 撤去 4 その他()
申 込 者 (所有者)	住所 町 丁目 番	家屋区分 1 一般住宅 2 共同住宅 3 店舗併用住宅 4 店舗 5 店舗等専用ビル 6 医療施設 7 宿泊施設 8 公共施設 9 工場 10 その他()	用途区分 1 家事用 2 家事用以外 3 その他()
	ふりがな		
	氏名(社名)		
	電話() - 印		
建築確認申請	(受付) 日 年 月 日 号 家屋種別 新築 既設 全改築 増改築 仮設 その他	道路占用許可申請	1 国道 2 道道 3 市道 4 申請必要なし
家屋所有者の承諾	住所 氏名 印	水道メーター借受申込み内訳	
土地所有者の承諾	承諾地番 登別市 町 番	メーター口径	φ ー メーター個数 個
	住所 氏名 印	メーター口径	φ ー メーター個数 個
支管所有者の承諾	住所 氏名 印	共同住宅等の入居可能戸数等確認	
		建築物の階数 階建	入居可能戸数 戸
建築工事請負業者	住所 氏名(社名) 印	配水管又は支管の口径(給水管分岐取出部)	
給湯設備等施工業者	住所 氏名(社名) 電話() - 印	口径	φ ー 管種
		道路復旧(舗装復旧)工事施工業者届	
給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者		給水装置工事完了予定日	年 月 日
住 所 氏 名 (社名) 印	電話() - 印	給水装置工事請負金額 円(税込)	
		市納付金	1 施設管理負担金 ~ 別紙算定書 2 施設管理負担金対象外工事
		※給水装置工事設計(計画)図書~別紙添付	
給水装置工事主任技術者	氏名 印	工 事 申 込 受 付 日	
配管作業の従事者	氏名(技能取得名~) 印		

※ 裏面の「記載上の注意及び事前確認事項」を必ずお読みください。

(裏 面)

※ 記載上の注意及び事前確認事項

- 1 本工事の申込者は、本工事が施設管理負担金の納入が必要な工事に該当するときは、本工事申込後に発行する納入通知書に記載された指定期日までに当該負担金を納入しなければなりません。
- 2 給水装置工事の施行に当たり、申込者がその装置場所の家屋及び土地を所有しないとき、また他人の給水管から分岐使用する場合は、必ず利害関係人の承諾を受けてください。
- 3 後日利害関係人、その他から異議の申し立てがあった場合は、申込者の責任とし、当市はその責任を負いません。
- 4 申込者(所有者)及び利害関係人の住所及び氏名は、各々の自筆で記入してください。
- 5 利害関係人が複数である場合で、表面の枠内に記入できない場合は、下記の承諾関係記入欄を使用して記入及び押印してください。
- 6 給水装置工事の計画(設計)内容については、維持管理上のことを考慮して、施工業者(給水装置工事主任技術者)と十分打合せ(配管材料の選択等を含む)及び確認(隠ぺい配管場所の確認等)をしたうえで工事申込みを行ってください。
- 7 給水装置の維持管理については、工事申込者(所有者)又は使用者の責任で、適正に行う必要があります。

土地所有者の承諾

承諾地番	登別市	町	丁目	番
住所 氏名				印
承諾地番	登別市	町	丁目	番
住所 氏名				印
承諾地番	登別市	町	丁目	番
住所 氏名				印

支管所有者の承諾

住所 氏名	印
住所 氏名	印
住所 氏名	印

別記様式第5号(第15条関係)

専用栓代理人選定届

1 専用栓の所在及び使用者

専用栓番号	所 在 地	使 用 者

2 前記の専用栓の代理人

代理人の氏名

代 理 人 選 定 の 理 由

- 1 給水装置使用者が2名以上あるため
- 2 給水装置所有者が市内に居住していないため
- 3 給水装置所有者に事故があるため

上記登別市水道事業条例第5条の規定により御届けします

年 月 日

住 所

所有者



登別市 町 丁目 番地

代理人



登別市長 様

別記様式第6号(第15条関係)

総 代 人 選 定 (変 更) 届

- 1 給水装置所在地 登別市 町 丁目 番地
- 2 総代人住所氏名 旧登別市 町 丁目 番地
- 新登別市 町 丁目 番地

上記登別市水道事業条例第6条の規定により総代人を選定(変更)しましたからお届けします

年 月 日

使用者	登別市	町	丁目	番地	印
同					印
同					印
同					印

登別市長 様

別記様式第7号(第15条関係)

専 用 給 水 使 用 届

1 給水装置所在地

登別市 町 丁目 番地

2 給水使用開始予定年月日

年 月 日

3 給水の用途

上記のとおり給水を使用したいので開栓されるよう登別市水道事業条例第23条の規定によりお届けいたします。

年 月 日

使用者 住 所

氏 名



登別市長 様

備考

給水使用者が給水装置の所有者でない場合は、その所有者又は代理人の承諾書を添付すること

別記様式第8号(第15条関係)

専用給水廃止(中止)届

1 給水栓所在地 登別市 町 丁目 番地

2 廃止(中止)理由
(廃止の理由が転居である場合は転居先を明記のこと)

3 廃止(中止)年月日 年 月 日

上記登別市水道事業条例第23条の規定により給水廃止(中止)したいので閉栓願いたくお届けます

年 月 日

登別市 町 丁目 番地

使用者 (印)

登別市長 様

別記様式第10号(第15条関係)

給水関係者異動届

1 給水装置の所在地

登別市 町 丁目 番地

2 異動内容

異動事項	所有者又は使用者等の氏名		異動年月日	異動の理由
	旧	新		
1 給水装置の所有者				
2 給水管の所有者 (材質 口径 mm 延長 m ²)				
3 給水装置の使用者				
4 給水装置の代理人				
5 給水装置の総代人				

上記登別市水道事業条例第24条の規定によりお届けいたします。

年 月 日

新 住所

氏名

㊟

旧 住所

氏名

㊟

登別市長 様

別記様式第11号(第15条関係)

給 水 異 動 届

1 給水栓の所在地 登別市 町 丁目 番地

2 異動の内容

異動の区分	旧	新	異動年月日	異 動 の 理 由
給 水 の 用 途				
使用者の営業又は職業				

上記登別市水道事業条例第24条の規定により異動お届けします。

年 月 日

登別市 町 丁目 番地

使用者



登別市長 様

別記様式第14号(第17条関係)

表 面

第 号	身 分 証 明 書	
	住所	
	氏名	
		年 月 日生
上記の者は、本市の職員であることを証明する。		
	年 月 日	
	北海道登別市	
	登別市長	

裏 面

注 意
1 退職その他不要となったときは、必ず返納すること。
2 他人に貸与し又は勝手に訂正をしないこと。
3 汚損したときは再交付を受けること。
4 記載事項に異動があったときは訂正を受けること。

別記様式第15号(第15条関係)

給水装置工事完了届

年 月 日

登別市長 様

工事申込者 住所
氏名 印
施 行 者
(指定工事業者) 印

次の工事が完了しましたのでお届けします。

設 置 場 所	登別市 町 丁目 番地
工 事 申 込 年 月 日	年 月 日
工 事 区 分	新設 ・ 改造(増設含む) ・ 撤去 ・ 仮設
承認年月日・番号	年 月 日 第 号
完 了 年 月 日	年 月 日
使 用 者 氏 名	
備 考	完成年月日における水道メーターの指針 年 月 日 m ³ 使用開始日(予定日) 年 月 日

別記様式第16号(第16条関係)

(水道事業会計) 施設管理負担金納入通知書

年度	調定番号	科目	施設管理負担金
納入金額	金額		円
	消費税相当額		円
	合計		円
納入者	住所		
	氏名		様
納期限	年 月 日		
給水装置設置場所			
登別市 町		丁目	番地

先に申込みのあった左記の給水装置工事の施設管理負担金は、左記のとおりですので本書により納入してください。

◇ 施設管理負担金額の内訳は、別紙(施設管理負担金算定調書)のとおりです。

◇ 工事は、施設管理負担金納入後に施行承認されます。

◇ 施設管理負担金は、左記の納期限までに納入してください。納期限までに納入なき場合は、本工事の申込みを取消したものとみなし処理されます。

◇ この施設管理負担金納入通知書について、ご不明な点がありましたら〇〇部〇〇グループまでお問い合わせください。電話(〇〇〇〇)〇〇—〇〇〇〇

年 月 日

登別市長

(水道事業会計) 納入通知書 兼 領収書

(納入者用)

年度	調定番号	科目	施設管理負担金
納入金額	金額		円
	消費税相当額		円
	合計		円
納入者	住所		
	氏名		様
納期限	年 月 日		
給水装置設置場所			
登別市 町		丁目	番地

左記の金額を納入してください。

登別市長

左記の金額を領収しました。

(この領収書は、大切に保管してください。)

<納入場所>

領収日付印

※本書に領収印のないものは無効です。

(水道事業会計) 収入伝票(控)

(取扱機関用)

年度	調定番号	科目	施設管理負担金
納入金額	金額		円
	消費税相当額		円
	合計		円
納入者	住所		
	氏名		様
納期限	年 月 日		
給水装置設置場所			
登別市 町		丁目	番地

領収日付印

(水道事業会計) 納入済通知書

(本金庫経由出納員用)

年度	調定番号	科目	施設管理負担金
納入金額	金額		円
	消費税相当額		円
	合計		円
納入者	住所		
	氏名		様
納期限	年 月 日		
給水装置設置場所			
登別市 町		丁目	番地

左記の金額を領収したので通知します。

登別市水道事業出納員 様

領収日付印

別記様式第17号(第10条の3関係)

年 月 日

登別市長 様

(所有者)

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

貯水槽水道設置等届

登別市水道事業条例施行規則第10条の3の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

届 出 区 分	設置 ・ 廃止 ・ 休止 ・ 変更(内容)				
施設等の名称					
設置場所	登別市 町 丁目 番				
管 理 形 態	自主管理	担当者	電話番号	常駐・非常駐	
	委託管理	委託先 住所 氏名	電話番号	常駐・非常駐	
建 物 概 要	主たる用途	共同住宅(戸)・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院 旅館・ホテル・その他()			
	竣工年月	年 月	階数	地上 階 ・ 地下 階	
設 備 概 要	受 水 槽	設置場所	屋内・屋外	槽数	槽(床置き・地下式)
		有効容量	m ³	材質	FRP・コンクリート・鋼製 その他()
	高 置 水 槽	設置場所	屋内・屋外	槽数	槽 ・ 無
		有効容量	m ³	材質	FRP・コンクリート・鋼製 その他()
水道直結栓	有 ・ 無				
配 管 材 質	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩ビライニング鋼管・ビニル管 その他()				
備 考					

別記様式第1号（第14条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第2号及び別記様式第3号 削除

（平14水道部規則1）

別記様式第4号（第14条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第5号（第15条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第6号（第15条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第7号（第15条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第8号（第15条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第9号 削除

（平14水道部規則1）

別記様式第10号（第15条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第11号（第15条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第12号及び別記様式第13号 削除

（平14水道部規則1）

別記様式第14号（第17条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第15号（第15条関係）

（平14水道部規則1・一部改正）

別記様式第16号（第16条関係）

（平14水道部規則1・全改、平16水道部規則1・平17水道部規則1・一部改正）

別記様式第17号（第10条の3関係）

（平15水道部規則1・追加）